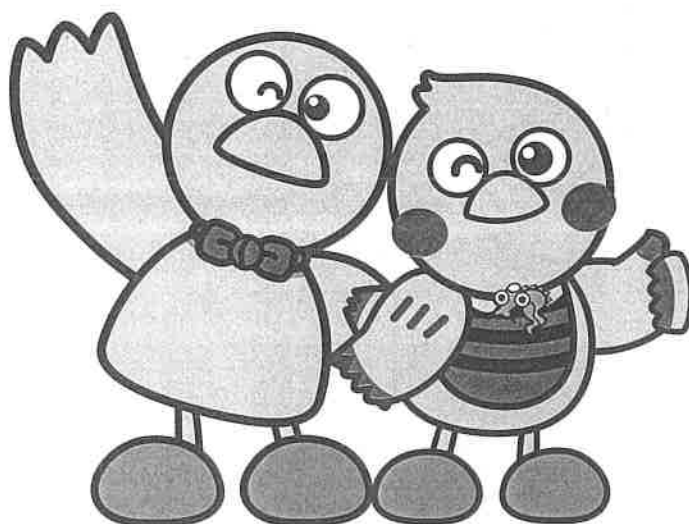




せい かつ ほ ご  
**生活保護のしおり**



北部福祉事務所

生活保護・地域福祉担当

〒 367-0047 本庄市前原 1-8-12

【電話番号】 0495-22-0101

【F A X】 0495-22-2396

あなたの担当ケースワーカーは、

です。

あなたの地区の民生委員は、

さんです。

## 生活保護とは

生活しているうちに病気やケガにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして生活に困ることがあります。

生活保護は、このように生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法第 25 条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、御自身で生活を支えられるように支援することを目的とした制度です。

この制度は、生活保護法（以下「法」という。）に基づいて行われます。

### 〈日本国憲法 第 25 条〉

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

### 〈生活保護法 第 1 条〉

この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

## 保護の種類と内容

保護には、次の 8 種類の扶助（援助）があります。

- 1) **生活扶助** 毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用です。
- 2) **教育扶助** 義務教育に伴って必要な学用品代、給食費などの費用です。
- 3) **住宅扶助** 家賃、地代又は住宅の修理費などの費用です。
- 4) **医療扶助** 病気やけがなどをした場合の医療に必要な費用です。
- 5) **介護扶助** 介護サービスが必要な場合の費用です。
- 6) **出産扶助** 出産に要する費用です。
- 7) **生業扶助** 高等学校等への就学費用や技術を身に付けるための費用、就職準備などの費用です。
- 8) **葬祭扶助** 葬儀などに要する費用です。

※このほか、安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった方に対して、「就労自立給付金」を支給する制度があります。

支給には一定の条件があります。詳しくは福祉事務所（ケースワーカー）にお尋ねください。



※次のようなときは必要な費用の全部又は一部を支給できる場合（「一時扶助」といいます。）があります。それぞれ一定の条件がありますので、事前に福祉事務所（ケースワーカー）に相談してください。

- ◆借家、借間の契約更新時に、契約更新料や火災保険料などが必要なとき。
- ◆病気等のため、おむつなどを必要とするとき。
- ◆住居のない方が新たにアパートを借りる際などに、炊事用具や食器などが必要と認められるとき。
- ◆やむを得ず転居するとき。
- ◆身内の葬儀に行くとき。
- ◆職を探したり、施設に通ったりするとき。



## 保護の決め方等

保護は原則として、世帯（暮らしをともにしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合に保護が決定され、その不足する額が保護費として支給される仕組みになっています。

### 最低生活費

その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などを基に国が定めた基準により計算された1か月分の生活費です。なお、月によって変わる場合があります。

### 収入

働いて得た収入、年金・手当など他の法律等により支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。

- 保護が受けられる場合  
(収入が最低生活費に満たないとき)

| 最低生活費 |     |
|-------|-----|
| 収入    | 保護費 |

- 保護が受けられない場合  
(収入が最低生活費を上回るとき)

| 最低生活費 |  |
|-------|--|
| 収入    |  |



### ◆生活保護の申請

生活保護を受けるには、本人や家族等の生活保護の申請が必要です。

申請するときは、原則、申請書に必要事項を記入し、福祉事務所又は町村役場生活保護担当課に提出してください。病気などで申請の受付に来られないときは、福祉事務所（ケースワーカー）に連絡してください。

なお、マイナンバー制度の施行に伴い、生活保護の適正な決定を行うため、生活保護の申請書にはマイナンバーを記載してください。

### ◆保護の要件

生活保護を受けるには、次のような要件があります。（保護の受給中においても同様です。）活用できるものがあるときは、活用してください。

#### 1. 資産の活用

- 不動産、預貯金、生命保険、自動車などの活用できる資産は、まず生活のために活用していただくことになっています。現在お住まいの住宅や障害のため通院に必要な自動車などは、一定の条件の下にその保有を認められる場合もありますので、福祉事務所（ケースワーカー）に相談してください。

また、土地やマンションなどの不動産を所有している方は、生活保護の受給に先立って、不動産を担保とした貸付制度の利用を優先していただく場合があります。

#### 2. 能力の活用

年齢や健康上支障なく働ける方は、その能力に応じて働いてください。

#### 3. 他の制度の活用

生活保護法以外の制度（年金や雇用保険など）で活用できるものは、それを活用していただきます。

### ◆保護に優先して行われるもの

他の法律に定める扶助（児童手当や障害者手当など）が利用できるときや、扶養義務者（親、子供、兄弟姉妹など）からの援助を受けられるときは、それを優先します。

### ◆暴力団員について

暴力団員は、原則として生活保護を受給することができません。

### ◆決 定

生活保護の申請手続をすると、福祉事務所のケースワーカーが、お住まいや入院先の病院などを訪問し生活状況を確認するとともに、資産調査（預貯金、生命保険、不動産など）及び扶養調査を実施し、原則として14日以内（遅くとも30日以内）に、保護が必要かどうか、必要ならどの程度かなどを決定し、その内容を文書で通知します。

なお、保護費は、毎月決められた日（原則 5 日）に、指定された口座に振り込まれるか、役場指定の窓口で支払われます。

このほか、医療費・介護費は、福祉事務所が病院等に直接支払いをします。

また、状況によって家賃や給食費などについても、福祉事務所が家主や学校に直接支払いをする場合があります。

## 生活保護を受けている方の権利など

保護を受けている人には、次の権利があります。

- 1) 正当な理由がないのに、生活保護費を減らされたり、生活保護を止められたりすることはありません。（法第 56 条）
- 2) 生活保護で受給した現金や品物には税金がかかりません。（法第 57 条）
- 3) 生活保護で受給した現金や品物又はこれらを受ける権利を差し押さえられることはありません。（法第 58 条）
- 4) 保護又は就労自立給付金を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。（法第 59 条）

## 生活保護を受けている方の義務

### 1) 生活上の義務（法第 60 条）

働ける人は能力に応じて働き、また健康の保持・増進に努め、計画的な暮らしをするなど、生活の維持、向上に努力しなければなりません。

### 2) 届出の義務（法第 61 条）

届出を基にして保護の内容を決めます。そのため、次のような場合は、速やかに福祉事務所又は町村役場へ提出してください。

#### ア 「収入申告書」による届出が必要な例

・ 家族の誰かに収入（給与、賞与、年金、保険金、仕送り、その他全ての収入）があったとき。

※ 高校生のアルバイト収入も届け出てください。

※ 就労可能な方は、収入がない場合でも毎月、収入がない旨を届け出てください。

※ 就労困難な方は、収入がない場合でも年に 1 度、収入がない旨を届け出てください。

#### イ 「資産申告書」による届出が必要な例

・ 不動産を相続等したとき。

※ 資産に変化がない場合でも、年に 1 度、現状を届け出てください。

### ウ その他「保護（変更）申請書」による届出や福祉事務所へ申告が必要な例

- ・ 家族の人数が変わる（出産、死亡、転入、転出など）とき。
- ・ 住所や家賃、地代が変わるとき、契約更新するとき。
- ・ 働けるようになったり働けなくなったりしたとき、仕事が変わるとき。
- ・ 入院したとき、退院したとき。
- ・ 事故（交通事故、工作中的事故など）にあったとき。
- ・ しばらく家を留守にするととき、遠くに出かけるとき。
- ・ その他、生活の状況が変わる（入学、卒業、休学、退学、結婚、離婚など）とき。



### 3) 指導・指示に従う義務（法第 62 条）

生活状況に応じて、適切な保護をするために、指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わない場合は、保護が受けられなくなることがあります。

## 保護費を返していただく場合

### 1) 保護費の返還

- ア 生活上の変化や収入の増加により、支給した保護費が結果として過大となったときは、その過大となった分を返していただいたり、次の月以降に支給される予定の保護費を減額したりします。収入額によっては一時的に保護費が支給されなくなる月もあります。
- イ 急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その受けた保護費の金額の範囲内で返していただきます。（法第 63 条）

### 2) 不正受給の費用徴収と罰則

事実と違う申請や収入を偽って申告する、又は意図的に申告しないなど、不正な手段により保護又は就労自立給付金を受けたときは、保護のために要した費用の全部又は一部を徴収するほか、加算金を徴収する場合があります。（法第 78 条）

また、法律により罰せられることもあります。（法第 85 条、刑法第 246 条）

## 不服があるときは

申請の却下、保護の変更・停止・廃止の決定について、不服がある場合には、まず直接福祉事務所に説明を求めてください。

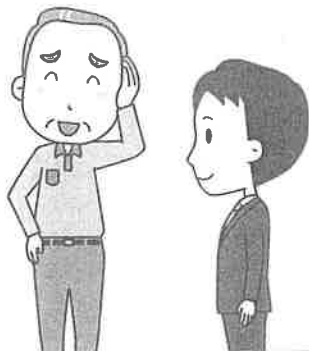
それでも、なお不服がある場合には、決定のあったことを知った日の翌日から3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求を行うことができます。

## 相談したいときは

あなたの世帯が自分たちで暮らしを支えていくにはどうすればよいか、一緒に考え、支援していくのが福祉事務所（ケースワーカー）の仕事です。秘密は守りますので、困ったことや分からないことなどがある場合は相談してください。



### 家庭訪問



生活保護が開始になった場合は、福祉事務所のケースワーカー（地区担当員）が定期的に御自宅を訪問し、相談に応じるとともに、生活の変化に応じて適正に保護の内容を決定するため、収入や生活状況などをお聞きします。また、自立した生活を送ることができるよう支援します。

## 病院等を受診する（医者にかかる）ときなどは

生活保護法による指定を受けた病院・診療所・薬局（「病院等」）以外への受診などはありません。このため、病院等が生活保護法の指定を受けているか、受診などされる前に福祉事務所に確認してください。

### 1) 生活保護の申請後、決定までの間に病院等を受診する場合

受診前に町村役場で「傷病届」に必要事項を記入して提出してください。

提出された「傷病届」に基づいて「連絡書」をお渡ししますので、病院等の窓口へ提出してください。

また、病院等の窓口で生活保護の申請中である旨を必ず伝えてください。

### 2) 生活保護の開始後に病院等を受診する場合

受診前に役場で「傷病届」に必要事項を記入して提出してください。

提出された「傷病届」に基づいて「連絡書」をお渡ししますので、病院等の窓口に出してください。

- 3) 急病などで町村役場へ行けない時は、福祉事務所（ケースワーカー）に事前に電話で相談してください。

また、休日や夜間などで手続きができないときは、生活保護の「受給証」を病院等の窓口に提示してください。その後、できるだけ早く町村役場に傷病届を提出してください。

なお、「受給証」は、生活保護を受給していることの証明書であって、保険証ではありません。

- 4) 同じ病院等に受診などする場合でも、月ごとに、受診前に「傷病届」の提出が必要です。

- 5) 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険証並びに重度障害者医療、乳幼児（子供）医療、ひとり親家庭医療の受給者証も使えなくなります。保護が決定になったら、保険証及び受給者証は市町村の担当課に返却してください。

- 6) 会社などの健康保険証は引き続き使用してください。（「連絡書」と会社の健康保険証と一緒に病院等の窓口に出してください。）

本人・家族の負担分は「連絡書」に基づき福祉事務所から支払います。

- 7) 障害者総合支援法に基づく「障害者サービス受給者証」は、引き続き使用してください。（自己負担上限額が変更になる場合があります。）

- 8) 難病法に基づく指定難病医療費給付制度の「指定難病医療受給者証」は引き続き使用してください。（自己負担上限額が変更になる場合があります。）

- 9) 次の費用は、生活保護で給付できる場合がありますので、事前に福祉事務所（ケースワーカー）に相談してください。

#### ア 移送費

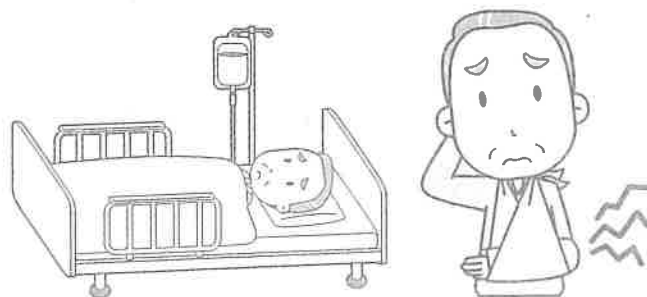
病院等への通院・入院・退院・転院などで交通費がかかるとき。

#### イ 治療材料費

眼鏡やコルセットなどを必要とするとき（医師の意見が必要です。）。

#### ウ 施術のための費用

「柔道整復」「あんま・マッサージ」「はり・きゅう」については、一部の場を除いて医師の同意が必要です。



## 介護が必要になったときは

介護サービスを受けるには、要介護認定などを受ける必要がありますので、福祉事務所（ケースワーカー）に相談して手続をしてください。

「介護が必要」と認定された場合、ケアマネージャーに利用計画（ケアプラン）を立ててもらってください。その利用計画に基づき、福祉事務所が介護扶助の決定をします。

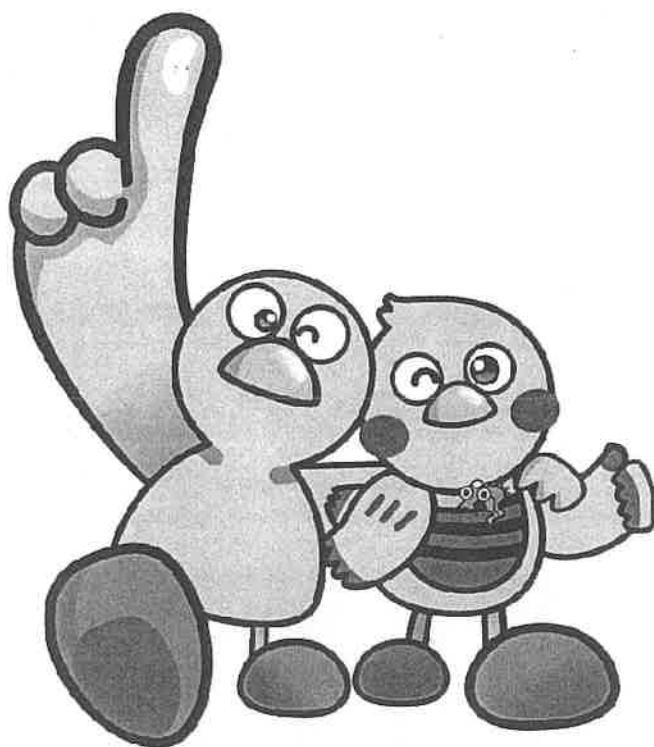
なお、40歳以上65歳未満の方で、障害者総合支援法による給付が受けられる場合は、障害福祉サービスの利用を優先していただきます。



## 減免されます

生活保護を受けている期間は、次の減免を受けることができます。ただし、それぞれ手続が必要です。（減免は保護決定後の期間が対象となります。）

| 種 類         | 手続先        |
|-------------|------------|
| 住 民 税       | 市町村税務関係担当課 |
| 固 定 資 産 税   | 市町村税務関係担当課 |
| 国民年金保険料     | 市町村年金担当課   |
| N H K 受 信 料 | 営業所又は集金人   |



埼玉県マスコット  
『コバトン&さいたまっち』

せい かつ ほ ぐ  
**生活保護のしおり**

～生活保護制度の概要を説明したものです～

<平成28年 12月 1日作成>